

青森市立甲田中学校部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

はじめに

- 部活動は、生徒の個性の伸長・人間関係形成力育成・趣味や特技を見つけ伸ばすこと等、学校教育活動の中でも特に意義のあるものにとらえます。
- また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を図っていくものにとらえます。
- 本校の部活動運営に当たっては、青森市教育委員会の「運動部活動の方針」に従い、全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解していただき、学校全体の教育活動として適切な部活動運営を図っていきます。
- 本活動方針は、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の活動方針です。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表します。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出します。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜指導・是正を行います。
- (4) 生徒や教職員の人数等を踏まえ、活動内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置します。
 - 運動部：バスケットボール、バレーボール（女子）、バドミントン、卓球、剣道、柔道、野球、ソフトボール（女子）、陸上競技、ソフトテニス
 - 文化部：KCC（甲田中文化サークル）合唱団
- (5) (4)に掲げた部活動について以下の通り運営します。
 - ① 生徒の部活動への加入については任意とします。
 - ② 生徒数及び教員数の減少に伴い、以下の手順に従い、部活動の活動を調整します。
 - ア 年度内に部員数が0人となった場合は、その時点をもってその部活動を休部とします。
 - イ 団体競技の運動部については、単独チームが組めなくても他校との合同チームでの大会出場を認めます。
※合同チームの組み方については中体連の規定に従います。
 - ウ 文化部については、甲中祭の時点を基準として、十分な活動ができない場合、休部とします。
- (6) 近隣中学校や保護者・地域の理解と協力を得ながら、合同部活動方式による部活動を実施し、持続可能な部活動の実現を図ります。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

① 週あたり2日以上の休養日を設けます。

ア 平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とします。

イ 長期休業中も同様とします。

② 青森市の方針による教職員の定時退下日は部活動休止日とします。

③ 週休日に大会等で活動した場合は、休養日を他の週休日等に振り替えます。

④ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、部活ごとに長期の休養期間を設けます。なお、以下の期間は全部活動一斉の休養期間とします。

ア 定期テスト前の部活動休止期間

イ 学校閉庁日

ウ 年末・年始休業

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日(週休日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。

(3) 朝練習は認めません。

(4) 部活動を終了後生徒が学校を出る時刻は遅くとも18時00分とします。

(5) 主要な大会等に向けた活動について

中学校体育連盟や中学校文化連盟が主催する主要な大会等への参加に向けた活動においては、重点的に取り組む時期を認めますが、生徒及び部活動顧問の過度な負担にならないよう配慮するとともに、近い別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保されるよう留意します。

3 学校単位で参加する大会等

教育上の意義及び生徒や部活動顧問の負担にならないよう考慮し、部活動として参加する大会等を以下の通りとします。

(1) 中学校体育連盟及び中学校文化連盟が主催する大会等

(2) (1) 以外では年間4大会程度までとします。ただし、勝ち進むことにより出場の権利を得る場合は上位の大会を含めて一つの大会としてカウントします。

(3) 本方針「2 適切な休養日等の設定」の趣旨に鑑み、連続3週間以上にわたって行われる大会等への参加は認めません。

(4) 練習試合は年間12日程度までとします。また、練習試合に出かける場合は、生徒の健康及び移動の負担を考慮し、おおむね青森市内の会場とします。特に宿泊を伴うものや他県への遠征は原則認めません。

4 運営上の留意点

(1) 部活動顧問は中央競技団体等から出されている指導の手引きを十分参考にするとともに、青森市教育委員会から出された「運動部活動の方針」の「7 スポーツ障害の予防と応急手当」を参考にして指導にあたります。

(2) 社会体育推進の観点から、地域の競技団体や指導者と連携しながら部活動の充実に努めます。